

知っていますか？

野焼き（屋外燃焼行為）の

原則禁止！！

あなたの行為は近所迷惑になっていませんか？

■野焼き（屋外燃焼行為）は法律、豊明市条例で禁止されています。

最近「煙で布団や洗濯物に臭いがつく」「煙たい」「臭い」など野焼きに対する苦情が多く寄せられています。家庭や空き地などで雑草やごみを焼く行為は、煙や悪臭が発生し近隣に対し大変な迷惑をかけることとなります。また、有害物質の発生、火災の原因にもなるため原則として禁止されています。

一部例外として農業を営むためやむを得ない場合（自家消費用は除く）やたき火等の軽微なものは認められていますが、いずれの場合も周辺住民の健康や生活環境等に影響を与える場合は行政指導の対象となります。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律・豊明市屋外燃焼行為の規制に関する条例）

■野焼き（屋外燃焼行為）には罰則規定があります。

野焼きを行い、市の勧告・命令に従わない者には懲役や罰金が課せられる場合があります。